

集团的消費者被害救済制度専門調査会 審議経過

| 回数 | 日時 | 議題 |
|-----|-------------------------------|--|
| 第1回 | 平成22年10月28日(木) 10:00-12:00 | <ul style="list-style-type: none"> ● 集团的消費者被害救済制度専門調査会の進め方について ● これまでの集团的消費者被害救済制度の検討等について |
| 第2回 | 平成22年11月15日(月) 9:30-12:30 | <ul style="list-style-type: none"> ● 集团的消費者被害の実態について ● 集团的消費者被害救済制度研究会において示された手続モデル案について① |
| 第3回 | 平成22年12月2日(木) 16:00-19:00 | <ul style="list-style-type: none"> ● 集团的消費者被害救済制度研究会において示された手続モデル案について② |
| 第4回 | 平成22年12月16日(木) 16:00-19:00 | <ul style="list-style-type: none"> ● 訴訟手続に係る論点について① (一段階目の判決において確認を求める事項、手続追行主体、一段階目の判決の効力) |
| 第5回 | 平成23年1月6日(木) 16:00-19:00 | <ul style="list-style-type: none"> ● 訴訟手続に係る論点について② (対象事案ないし手続追行要件、共通争点とすべき事項等) |
| 第6回 | 平成23年1月27日(木) 15:30-18:30 | <ul style="list-style-type: none"> ● 訴訟手続に係る論点について③ (通知・公告の在り方等) |
| 第7回 | 平成23年2月17日(木) 9:30-12:30 | <ul style="list-style-type: none"> ● 訴訟手続に係る論点について④ (個別争点を効率的に処理するための方策等) |
| 第8回 | 平成23年3月3日(木) 14:00-17:00 | <ul style="list-style-type: none"> ● 訴訟手続に係る論点について⑤ (和解の規律その他の訴訟手続に関する論点等) |
| 第9回 | 平成23年3月31日(木) 14:00-17:00 | <ul style="list-style-type: none"> ● 訴訟手続に係る論点について⑥ |
| — | 平成23年4月22日(金) | 消費者委員会への中間的報告 |

| 回数 | 日時 | 議題 |
|------|------------------------------|---|
| 第10回 | 平成23年5月27日(金) 9:30-12:30 | ● 論点整理① (手続モデル、手続追行主体、手続追行要件ないし対象事案) |
| 第11回 | 平成23年6月16日(木) 9:30-12:30 | ● 論点整理② (一段階目の手続関係) |
| 第12回 | 平成23年7月7日(木) 9:30-12:30 | ● 論点整理③ (二段階目の手続関係) |
| 第13回 | 平成23年7月22日(金) 9:30-12:30 | ● 論点整理④(その他の論点) |
| 第14回 | 平成23年8月4日(木) 10:00-12:00 | ● 取りまとめ① |
| 第15回 | 平成23年8月19日(金) 14:00-16:00 | ● 取りまとめ② |

集团的消費者被害救済制度専門調査会 委員名簿⁽¹⁾(平成23年8月現在)

(五十音順)

| | 氏名 | 現職 |
|--------|-----------------------|--|
| (座長) | 1 伊藤 眞 | 早稲田大学大学院法務研究科客員教授 |
| (座長代理) | 2 三木 浩一 | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 |
| | 3 磯辺 浩一 | 特定非営利活動法人 消費者機構日本 専務理事 |
| | 4 大河内 美保 | 主婦連合会 参与 |
| | 5 大高 友一 | 弁護士 |
| | 6 沖野 眞己 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 7 窪田 充見 | 神戸大学大学院法学研究科教授 |
| | 8 黒沼 悦郎 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| | 9 後藤 準 ⁽²⁾ | 全国商工会連合会 常務理事 |
| | 10 中村 美華 | 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 法務部 グループ法務 シニアオフィサー |
| | 11 三木 澄子 | 消費生活専門相談員 |
| | 12 山本 和彦 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |

以上 12名

消費者委員会より担当委員として池田委員、下谷内委員、山口委員が出席し、関係機関より法務省民事局、消費者庁、最高裁判所事務総局民事局、国民生活センターが出席している。

(2) 第10回より。第9回までは桑原元 全国商工会連合会 常務理事

參考資料

(参考1)

司法制度改革推進計画(抄)(平成14年3月19日閣議決定)

第1 民事司法制度の改革

7. 裁判所へのアクセス拡充

(4) 被害救済の実効化

イ. 少額多数被害への対応

いわゆる団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等について、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮した検討を行う(内閣府、公正取引委員会、経済産業省)

H18 消費者契約法改正(消費者団体訴訟制度の導入)

(衆議院)内閣委員会(平成18年4月28日)

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

三 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

(参議院)内閣委員会(平成18年5月30日)

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

八 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開や犯罪収益剥奪・不当利益返還の仕組みの検討を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

H20 消費者契約法改正(消費者団体訴訟制度の対象拡大)

(衆議院)内閣委員会(平成20年4月11日)

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

二 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入について、引き続き検討すること。

(参議院)内閣委員会(平成20年4月24日)

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

二 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入について、引き続き検討すること。

(参考2)

消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年6月5日法律第48号)

消費者庁及び消費者委員会設置法附則

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

衆議院 消費者問題に関する特別委員会附帯決議(平成21年4月16日)

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

参議院 消費者問題に関する特別委員会附帯決議(平成21年5月28日)

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議

三十一 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度の検討に当たっては、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度等の活用を含めた幅広い検討を行うこと。

三十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

(参考 3)

消費者基本計画 (抄)

(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定、平成 23 年 7 月 8 日一部改定)

| 施策 番号 | 具体的施策 | 担当省庁 等 | 実施時期 |
|----------|--|-------------|--|
| 110 | 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 法務省 | 平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成 24 年常会への法案提出を目指します。 |

(参考4)

消費者委員会 集团的消費者被害救済制度専門調査会 設置・運営規程

平成22年8月6日

消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の集团的消費者被害救済制度専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に集团的消費者被害救済制度専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は 以下に掲げる事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 集团的な消費者被害の救済に関する制度の在り方
- (2) そのほか(1)に関連する重要事項

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所

- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。) は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出るにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成22年8月6日から施行する。

(参考5)

集团的消費者被害救済制度専門調査会の進め方について

平成 22 年 10 月
消費者委員会

1. 趣旨

本専門調査会は、集团的消費者被害救済制度に関する事項について、消費者委員会の求めに応じて、調査審議する。

消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項においては、同法の施行後3年を目途として、「加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるもの」とされている。

また、「消費者基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)においては、集团的消費者被害救済制度について、「平成22年夏を目途に論点の整理を行い、平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得る」とされているところ、平成22年9月、消費者庁において、集团的消費者被害救済制度研究会の報告書が取りまとめられ、公表された。

これらを踏まえて、本専門調査会としては、主に以下の事項を中心として調査審議を進める。

2. 主な審議事項

(1) 集合訴訟制度について

- ・ 集团的消費者被害の実態及び制度の対象となる消費者被害について
- ・ 集团的消費者被害救済制度研究会報告書において示された集合訴訟手続モデル案について
- ・ 手続追行主体と判決効について
- ・ 通知・公告の在り方等について
- ・ 和解、訴えの取下げ等に関する規律について
- ・ 訴訟手続に係る個別論点全般について
- ・ その他、制度に関する問題全般について

(2) その他(1)に関連する重要事項

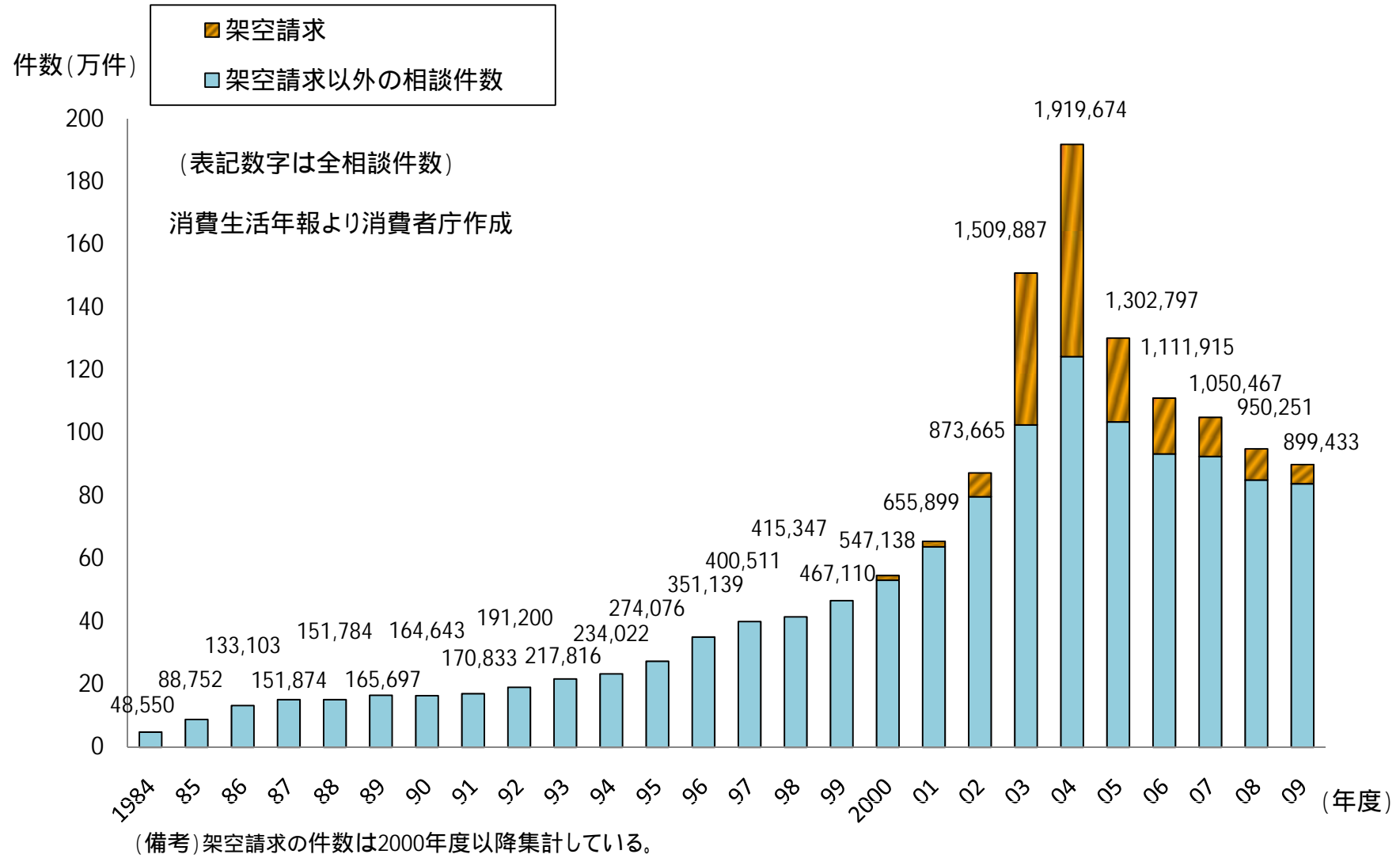
3. スケジュール

第1回 内閣府及び消費者庁における研究会の報告書及び今後の運営について、その他フリーディスカッション

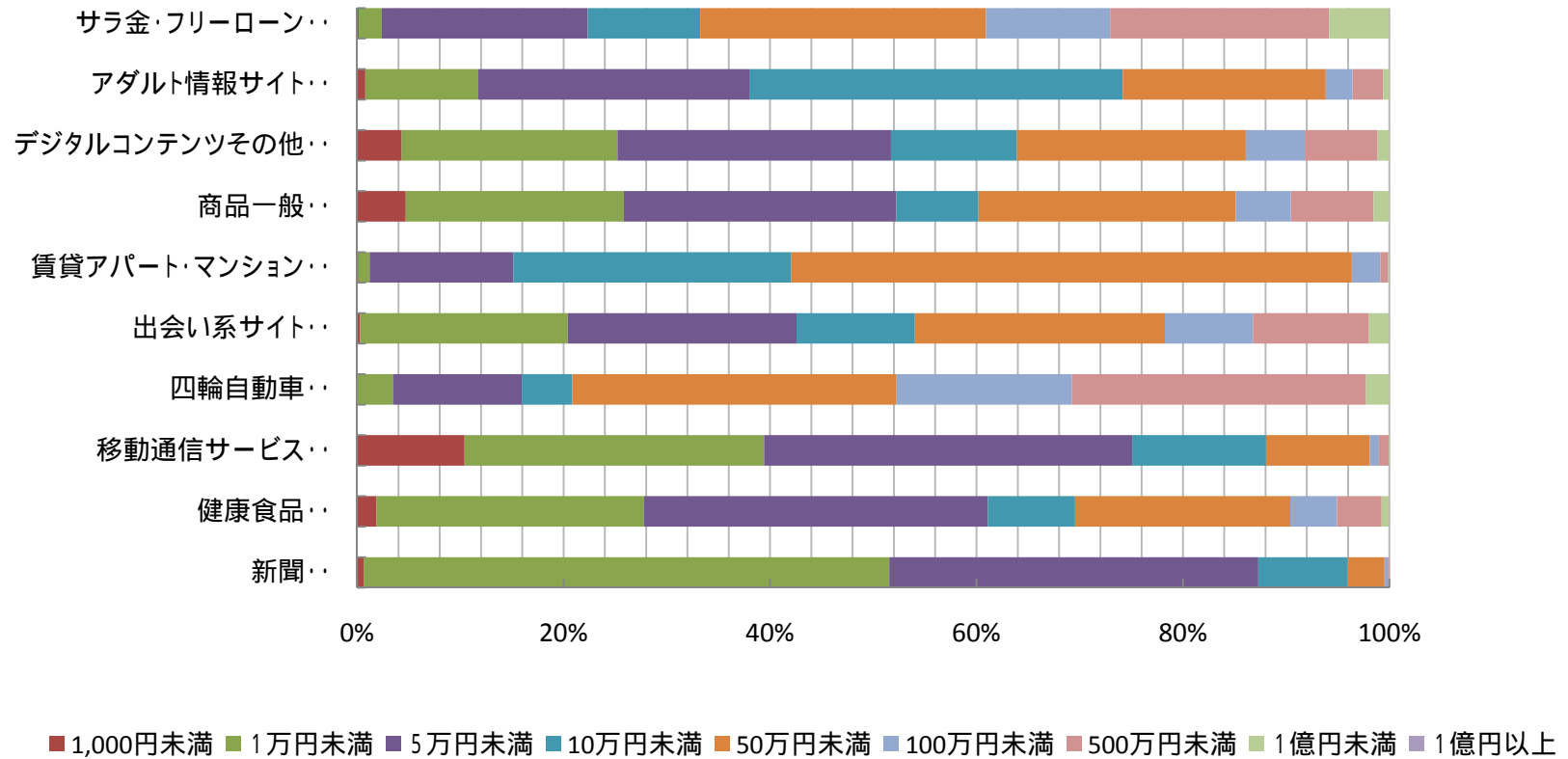
第2回以降 集团的な消費者被害の救済に関する制度の在り方について
平成23年夏を目途にとりまとめを行う。

以上

(参考6) 消費生活相談の年度別総件数の推移



(参考7) 2009年度商品・役務別既払金額分布



(備考) 上記グラフの順位は、相談総件数に基づくものであり、「年度別相談件数内訳(取引)」とは異なる。
 各割合は、相談件数合計から無回答及び0円を除いて算出している。
 2009年度より集計方法(PIO-NETにおける商品・役務分類)が変更されているため、2008年度以前と2009年度以降の時系列での比較はできない。

(参考8) 2009年度の上位商品・役務別にみた相談の特徴

| 順位 | 商品・役務等 | 件数 | 男女別の傾向 | | 契約当事者の特徴 | 平均契約金額(円) 平均既支払金額(円) | 主な販売購入形態 (%) | 過去5年間の件数の推移 | | | | | | | |
|----|--------------|--------|--------|--------|----------|-------------------------|--------------|-------------|--------|--------|-----|-----|-----|--|------|
| | | | 性別 | 件数 | | | | 平均年齢 | '05 | '06 | '07 | '08 | '09 | | |
| 1 | サラ金・フリーローン | 92,815 | 男性 | 57,212 | 46.2 | 30～60歳代 | 2,935,357 | 店舗購入 | (67.0) | 126535 | | | | | |
| | | | 女性 | 33,661 | 47.5 | 給与生活者 | 630,233 | 通信販売 | (6.9) | 92815 | | | | | |
| 2 | アダルト情報サイト | 55,092 | 男性 | 39,903 | 36.3 | 20～50歳代 | 101,061 | 通信販売 | (98.7) | | | | | | (注3) |
| | | | 女性 | 14,597 | 30.5 | 給与生活者 | 8,938 | 店舗購入 | (0.2) | | | | | | |
| 3 | デジタルコンテンツその他 | 51,389 | 男性 | 23,705 | 38.2 | 30～40歳代 | 224,444 | 通信販売 | (94.9) | | | | | | (注3) |
| | | | 女性 | 26,957 | 35.9 | 給与生活者 | 59,322 | 店舗購入 | (0.7) | | | | | | |
| 4 | 商品一般 | 45,571 | 男性 | 15,033 | 52.6 | 30歳以上の各年代、女性中心 | 988,840 | 通信販売 | (32.0) | 226535 | | | | | |
| | | | 女性 | 28,792 | 54.0 | 家事従事者、給与生活者 | 96,024 | 店舗購入 | (8.6) | 45571 | | | | | |
| 5 | 賃貸アパート・マンション | 39,205 | 男性 | 19,311 | 39.4 | 20～50歳代 | 254,806 | 店舗購入 | (84.7) | 39205 | | | | | |
| | | | 女性 | 18,659 | 39.3 | 給与生活者 | 142,991 | 通信販売 | (0.6) | 31907 | | | | | |
| 6 | 出会い系サイト | 33,389 | 男性 | 18,227 | 34.9 | 20～40歳代 | 350,898 | 通信販売 | (98.3) | | | | | | (注3) |
| | | | 女性 | 14,879 | 31.9 | 給与生活者 | 206,582 | 店舗購入 | (0.4) | | | | | | |
| 7 | 四輪自動車 | 15,707 | 男性 | 10,836 | 41.7 | 20～60歳代、男性中心 | 1,482,132 | 店舗購入 | (83.3) | 15539 | | | | | |
| | | | 女性 | 4,437 | 41.2 | 給与生活者 | 693,203 | 通信販売 | (7.2) | 13215 | | | | | |
| 8 | 移动通信サービス | 13,719 | 男性 | 7,503 | 43.2 | 20～60歳代 | 107,448 | 店舗購入 | (67.9) | | | | | | (注3) |
| | | | 女性 | 5,810 | 41.7 | 給与生活者 | 23,018 | 通信販売 | (18.9) | | | | | | |
| 9 | 健康食品 | 13,123 | 男性 | 3,599 | 56.9 | 40～70歳代、女性中心 | 216,230 | 通信販売 | (29.8) | 17969 | | | | | |
| | | | 女性 | 9,197 | 59.1 | 家事従事者、無職 | 166,830 | マルチ取引 | (27.0) | 13123 | | | | | |
| 10 | 新聞 | 12,296 | 男性 | 4,793 | 54.1 | 30歳以上の各年代 | 41,213 | 訪問販売 | (84.5) | 12296 | | | | | |
| | | | 女性 | 6,837 | 58.1 | 家事従事者、無職、給与生活者 | 6,736 | 店舗購入 | (3.4) | 11376 | | | | | |
| 11 | 生命保険 | 11,368 | 男性 | 5,461 | 57.8 | 40～70歳代 | 5,053,034 | 店舗購入 | (28.3) | | | | | | (注3) |
| | | | 女性 | 5,627 | 58.9 | 家事従事者、無職、給与生活者 | 4,020,640 | 訪問販売 | (27.5) | | | | | | |
| 12 | エステティックサービス | 10,494 | 男性 | 376 | 30.4 | 20～30歳代、女性中心 | 344,512 | 店舗購入 | (90.7) | 15027 | | | | | |
| | | | 女性 | 10,046 | 30.7 | 給与生活者 | 178,010 | 訪問販売 | (5.1) | 10494 | | | | | |
| 13 | 修理サービス | 10,434 | 男性 | 4,665 | 52.1 | 30歳以上の各年代 | 207,620 | 店舗購入 | (55.5) | 10434 | | | | | |
| | | | 女性 | 5,420 | 56.2 | 給与生活者、家事従事者、無職 | 84,343 | 訪問販売 | (24.9) | 8542 | | | | | |
| 14 | 放送サービス | 9,435 | 男性 | 4,770 | 50.3 | 30歳以上の各年代 | 54,076 | 訪問販売 | (39.7) | | | | | | (注3) |
| | | | 女性 | 4,310 | 51.8 | 給与生活者、家事従事者、無職 | 12,664 | 店舗購入 | (12.9) | | | | | | |
| 15 | インターネット接続回線 | 8,948 | 男性 | 4,891 | 46.9 | 20歳以上の各年代 | 73,355 | 電話勧誘販売 | (29.8) | | | | | | (注3) |
| | | | 女性 | 3,796 | 45.6 | 給与生活者、家事従事者 | 20,751 | 通信販売 | (23.7) | | | | | | |
| 16 | 分譲マンション | 8,426 | 男性 | 6,150 | 43.2 | 30～50歳代、男性中心 | 26,432,427 | 電話勧誘販売 | (37.8) | 8426 | | | | | |
| | | | 女性 | 1,997 | 47.0 | 給与生活者 | 4,438,669 | 店舗購入 | (31.4) | 6266 | | | | | |
| 17 | ふとん類 | 7,895 | 男性 | 1,633 | 52.8 | 50歳以上、女性中心 | 414,939 | 訪問販売 | (64.4) | 14645 | | | | | |
| | | | 女性 | 6,130 | 65.0 | 家事従事者、無職 | 194,320 | 店舗購入 | (11.1) | 7895 | | | | | |
| 18 | 化粧品 | 7,812 | 男性 | 961 | 42.2 | 20～60歳代、女性中心 | 152,508 | 通信販売 | (35.4) | 9975 | | | | | |
| | | | 女性 | 6,703 | 47.3 | 給与生活者、家事従事者 | 84,037 | マルチ取引 | (24.2) | 7812 | | | | | |
| 19 | クリーニング | 7,626 | 男性 | 1,617 | 45.0 | 30～50歳代、女性中心 | 16,305 | 店舗購入 | (91.8) | 10118 | | | | | |
| | | | 女性 | 5,867 | 48.2 | 家事従事者、給与生活者 | 8,427 | 訪問販売 | (4.3) | 7626 | | | | | |
| 20 | 株 | 7,513 | 男性 | 4,048 | 68.0 | 60～70歳代 | 5,113,068 | 電話勧誘販売 | (51.0) | 7513 | | | | | |
| | | | 女性 | 3,338 | 66.9 | 無職、家事従事者 | 4,533,310 | 訪問販売 | (11.6) | 4056 | | | | | |
| 21 | 携帯電話 | 7,065 | 男性 | 3,812 | 43.7 | 30～50歳代 | 77,990 | 店舗購入 | (84.3) | | | | | | (注3) |
| | | | 女性 | 3,081 | 41.9 | 給与生活者 | 38,684 | 通信販売 | (7.0) | | | | | | |
| 22 | アクセサリ | 6,488 | 男性 | 1,737 | 33.8 | 20～60歳代、女性中心 | 622,735 | 店舗購入 | (37.8) | 13844 | | | | | |
| | | | 女性 | 4,662 | 47.3 | 給与生活者、家事従事者 | 278,231 | 訪問販売 | (27.1) | 6488 | | | | | |
| 23 | その他金融関連サービス | 6,401 | 男性 | 3,284 | 51.0 | 30歳以上の各年代 | 994,535 | 店舗購入 | (44.5) | 11930 | | | | | |
| | | | 女性 | 2,978 | 51.9 | 給与生活者、家事従事者 | 592,370 | 通信販売 | (11.5) | 5554 | | | | | |
| 24 | 宝くじ | 6,052 | 男性 | 4,115 | 68.4 | 60歳以上、男性中心 | 6,827,381 | 通信販売 | (93.5) | 8507 | | | | | |
| | | | 女性 | 1,776 | 62.3 | 無職、家事従事者 | 149,699 | 店舗購入 | (0.9) | 5322 | | | | | |
| 25 | リースサービス | 6,008 | 男性 | 2,118 | 58.0 | 40歳以上、男性中心 | 1,261,533 | 訪問販売 | (64.8) | 10756 | | | | | |
| | | | 女性 | 958 | 55.5 | 自営・自由業 | 368,172 | 店舗購入 | (9.4) | 5978 | | | | | |

(注1) データは2010年5月末日までの登録分。「他の相談」に属する項目は集計対象から除いている。

(注2) 「訪問販売」には、「家庭訪問販売」、「アポイントメントセールス」、「SF商法」、「キャッチセールス」などが含まれる。

| 主な相談内容等 (相談内容は複数回答項目である) | 相談の特徴等 |
|---|--|
| ①多重債務、②金利・利息、③自己破産、④クレジットカード、⑤高価格・料金、⑥返金、⑦不当請求@、⑧信用性、⑨法律違反、⑩保証人 | 多重債務、利息の過払いに関する相談が多い。 |
| ①インターネット通販、②ポルノ・風俗、③ワンクリック請求、④不当請求@、⑤高価格・料金、⑥無料商法、⑦強引、⑧未成年者契約、⑨架空請求、⑩無断契約 | サイトの画面をクリックしただけで登録され料金を請求されたというものや、無料と思ってサイトに登録したところ高額な請求を受けたという相談が多い。 |
| ①インターネット通販、②架空請求、③不当請求@、④強引、⑤無断契約、⑥高価格・料金、⑦プライバシー、⑧ワンクリック請求、⑨迷惑メール、⑩無料商法 | 身に覚えのないサイト利用料を請求されたといった相談が多い。 |
| ①架空請求、②不当請求@、③強引、④無断契約、⑤信用性、⑥プライバシー、⑦債権回収業者、⑧電話勧誘、⑨虚偽説明、⑩身分詐称 | 身に覚えがなく債権の内容も不明な請求に関する相談が多い。 |
| ①保証金等、②解約@、③修理代、④返金、⑤契約書・書面@、⑥高価格・料金、⑦不当請求@、⑧説明不足、⑨クレーム処理、⑩契約更新 | 敷金の返還や現状回復等、退去時のトラブルが目立つ。 |
| ①インターネット通販、②不当請求@、③ポルノ・風俗、④高価格・料金、⑤無料商法、⑥架空請求、⑦ワンクリック請求、⑧強引、⑨プライバシー、⑩解約@ | 無料と思ってサイトを利用したところ高額な請求を受けたというものや、身に覚えのないサイト利用料を請求されたという相談が多い。 |
| ①解約@、②クレーム処理、③新車、④説明不足、⑤解約料、⑥約束不履行、⑦返金、⑧契約書・書面@、⑨早期故障、⑩補償 | 乗用車を購入した後のクレームへの対応などに関する相談が目立つ。 |
| ①解約@、②高価格・料金、③説明不足、④クレーム処理、⑤不当請求@、⑥解約料、⑦他の接客対応、⑧価格・料金@、⑨契約変更、⑩契約書・書面@ | 携帯電話サービスの利用料金、説明不足、解約に関するトラブルが多い。 |
| ①解約@、②電話勧誘、③サイドビジネス商法、④信用性、⑤高価格・料金、⑥返金、⑦効能・効果、⑧クーリングオフ@、⑨薬効うたう、⑩強引 | マルチ取引やサイドビジネス商法など販売方法に関するトラブルや、電話勧誘を受けたという相談が目立つ。 |
| ①家庭訪問、②解約@、③景品付販売、④強引、⑤クーリングオフ@、⑥契約書・書面@、⑦無断契約、⑧長期契約、⑨判断不十分者契約、⑩クレーム処理 | 家庭訪問による強引な勧誘などの販売方法に関するトラブルが多い。 |
| ①説明不足、②解約@、③家庭訪問、④契約書・書面@、⑤クレーム処理、⑥返金、⑦契約変更、⑧他の接客対応、⑨信用性、⑩約束不履行 | 保健会社の説明不足や解約、クレームへの対応などに関する相談が目立つ。 |
| ①解約@、②返金、③倒産、④クーリングオフ@、⑤約束不履行、⑥連絡不能、⑦高価格・料金、⑧瘦身、⑨強引、⑩無料商法 | 倒産に関連した解約や返金に関する相談や事業者と連絡がとれないといった相談が目立つ。 |
| ①修理代、②高価格・料金、③家庭訪問、④説明不足、⑤クレーム処理、⑥機能故障、⑦見積り、⑧補償、⑨解約@、⑩約束不履行 | 自動車や携帯電話機などの修理に関する相談が多い。 |
| ①解約@、②家庭訪問、③説明不足、④地デジ関連、⑤強引、⑥電話勧誘、⑦無料商法、⑧クレーム処理、⑨価格・料金@、⑩契約書・書面@ | 家庭訪問や地上デジタル放送関連などのテレビ放送サービスに関する相談やケーブルテレビに関する相談が目立つ。 |
| ①解約@、②電話勧誘、③説明不足、④クレーム処理、⑤家庭訪問、⑥強引、⑦解約料、⑧不当請求@、⑨虚偽説明、⑩信用性 | 光ファイバー回線の接続契約に関する相談が目立つ。 |
| ①電話勧誘、②強引、③解約@、④利殖商法、⑤保証金等、⑥返金、⑦長時間勧誘、⑧説明不足、⑨プライバシー、⑩問題勧誘 | 投資用マンションの強引な電話勧誘に関する相談が多い。 |
| ①家庭訪問、②高価格・料金、③解約@、④クーリングオフ@、⑤強引、⑥販売目的隠匿、⑦次々販売、⑧返金、⑨虚偽説明、⑩電話勧誘 | 家庭訪問や次々販売などにより高価格なふとんを売りつけられたという相談が多い。 |
| ①解約@、②サイドビジネス商法、③返金、④電話勧誘、⑤クーリングオフ@、⑥信用性、⑦高価格・料金、⑧強引、⑨インターネット通販、⑩皮膚障害 | サイドビジネス商法等の販売方法に関する相談が多い。皮膚に障害が生じた等の安全や品質に関する相談もある。 |
| ①補償、②クレーム処理、③ドライクリーニング、④紛失、⑤しみ、⑥変色、⑦伸縮、⑧他の接客対応、⑨裂け・亀裂、⑩風合 | 衣類の紛失や、しみ、変色、伸縮などのクリーニングの品質や補償に関する相談が目立つ。 |
| ①電話勧誘、②利殖商法、③解約@、④虚偽説明、⑤返金、⑥信用性、⑦二次被害、⑧強引、⑨連絡不能、⑩儲からない | 電話勧誘による未公開株の購入に関する相談が多い。 |
| ①解約@、②クレーム処理、③説明不足、④早期故障、⑤交換、⑥機能故障、⑦故障頻発、⑧他の接客対応、⑨修理代、⑩高価格・料金 | クレームへの対応や事業者の説明不足に関する相談が目立つ。 |
| ①解約@、②高価格・料金、③アポイントメントセールス、④返金、⑤強引、⑥クーリングオフ@、⑦ダイヤモンド、⑧展示販売、⑨虚偽説明、⑩販売目的隠匿 | アポイントメントセールス等、販売方法に関するトラブルが多い。契約者が男性のケースも少なくない。 |
| ①クレジットカード、②解約@、③説明不足、④信用性、⑤プライバシー、⑥契約拒否、⑦不当請求@、⑧債権回収業者、⑨無断契約、⑩連絡不能 | クレジットカードの入退会等に関する相談が目立つ。 |
| ①当選商法、②DM広告、③中華人民共和国、④カナダ、⑤信用性、⑥オーストラリア、⑦プライバシー、⑧強引、⑨法律違反、⑩虚偽説明 | 海外宝くじのDM広告の信用性に関する相談が多い。 |
| ①解約@、②高価格・料金、③虚偽説明、④家庭訪問、⑤職場訪問、⑥説明不足、⑦契約書・書面@、⑧約束不履行、⑨強引、⑩倒産 | 電話機やファックス機器等の通信機器や、複写機やパソコン等の事務機器などのリースサービスに関する相談が目立つ。自営・自由業者からの相談が多い。 |

(注3)2009年度から商品・役務分類を変更したことなどにより時系列での比較はできない。

(参考9) 2009年度の上位販売方法・手口別にみた相談の特徴

| 順位 | 販売方法・手口 | 件数 | 男女別の傾向 | | 契約当事者の特徴 | 平均契約金額(円) 平均既支払金額(円) | 過去5年間の件数の推移 '05 '06 '07 '08 '09 | |
|----|------------------|---------|----------|------------------|--------------|----------------------------------|------------------------------------|----------------|
| | | | 性別 | 件数 | | | | 平均年齢 |
| 1 | インターネット通販 | 131,166 | 男性 女性 | 74,480 55,106 | 37.0 33.9 | 20～40歳代 給与生活者 | 177,067 72,848 | (注4) |
| 2 | 家庭訪販 | 50,018 | 男性 女性 | 18,357 30,418 | 58.8 62.3 | 60歳以上、女性中心 無職、家事従事者 | 1,480,987 784,527 | 82942 49447 |
| 3 | 電話勧誘販売 | 49,474 | 男性 女性 | 24,194 22,766 | 52.9 57.8 | 30歳以上の各年代 給与生活者、家事従事者 | 1,421,857 989,786 | 70709 49261 |
| 4 | ワンクリック請求 | 38,329 | 男性 女性 | 26,181 11,858 | 36.4 29.2 | 10～40歳代、男性中心 給与生活者 | 86,992 7,529 | (注4) |
| 5 | 無料商法 | 29,700 | 男性 女性 | 15,458 13,856 | 39.7 39.3 | 20～40歳代 給与生活者 | 208,411 68,874 | 37518 29393 |
| 6 | マルチ取引 | 15,727 | 男性 女性 | 5,239 10,114 | 41.4 48.0 | 20歳以上の各年代 給与生活者、家事従事者 | 758,975 697,056 | 24320 15727 |
| 7 | サイドビジネス商法 | 15,714 | 男性 女性 | 6,084 9,309 | 40.1 43.3 | 20～60歳代、女性中心 給与生活者、家事従事者 | 787,807 518,950 | 21763 15714 |
| 8 | 被害にあった人を勧誘(二次被害) | 11,264 | 男性 女性 | 6,571 4,499 | 48.8 57.8 | 30～40歳代、男性中心 給与生活者、家事従事者 | 1,403,713 853,094 | 28180 11264 |
| 9 | 販売目的隠匿 | 11,261 | 男性 女性 | 3,650 7,205 | 48.4 52.3 | 20歳代、60歳以上、女性中心 給与生活者、家事従事者 | 671,365 258,148 | 24777 11261 |
| 10 | 次々販売 | 10,763 | 男性 女性 | 3,546 6,973 | 57.0 61.4 | 20歳代、70歳代以上、女性中心 無職、給与生活者 | 2,492,341 2,058,270 | 18854 10763 |
| 11 | 利殖商法 | 10,520 | 男性 女性 | 5,389 4,967 | 58.5 64.3 | 40歳以上 無職、家事従事者、給与生活者 | 6,099,662 4,831,055 | 10520 6106 |
| 12 | 当選商法 | 7,306 | 男性 女性 | 4,032 2,776 | 63.3 51.9 | 60歳以上、男性中心 無職、家事従事者、給与生活者 | 3,374,085 153,911 | 8656 7306 |
| 13 | インターネットオークション | 6,891 | 男性 女性 | 4,167 2,596 | 36.0 34.1 | 20～40歳代 給与生活者 | 123,217 79,272 | (注4) |
| 14 | かたり商法(身分詐称) | 6,024 | 男性 女性 | 2,007 3,532 | 54.8 56.1 | 30歳以上の各年代、女性中心 家事従事者 | 929,641 275,332 | 17361 6024 |
| 15 | 点検商法 | 5,680 | 男性 女性 | 1,915 3,507 | 65.3 66.5 | 60歳以上、女性中心 家事従事者、無職 | 500,887 159,917 | 12820 5537 |
| 16 | アポイントメントセールス | 4,430 | 男性 女性 | 2,483 1,902 | 32.7 36.8 | 20～30歳代 給与生活者 | 1,326,347 479,394 | 11630 4430 |
| 17 | 景品付販売 | 3,801 | 男性 女性 | 1,404 2,325 | 52.8 56.2 | 20歳以上の各年代、女性中心 家事従事者、無職、給与生活者 | 282,538 48,800 | 3801 2559 |
| 18 | 紹介販売 | 3,788 | 男性 女性 | 1,133 2,585 | 42.6 47.0 | 20歳代、50歳代以上、女性中心 給与生活者、家事従事者 | 1,048,171 862,004 | 5613 3788 |
| 19 | テレビショッピング | 3,762 | 男性 女性 | 986 2,741 | 62.7 58.3 | 50～70歳代、女性中心 家事従事者 | 31,132 21,065 | 3762 1420 |
| 20 | 代引配達 | 3,585 | 男性 女性 | 1,155 2,371 | 51.2 54.8 | 20歳以上の各年代、女性中心 給与生活者、家事従事者、無職 | 38,878 19,548 | 3582 1624 |
| 21 | 薬効をうたった勧誘 | 3,288 | 男性 女性 | 767 2,458 | 61.9 61.4 | 60歳以上、女性中心 家事従事者、無職 | 419,802 280,945 | 4848 3288 |
| 22 | S F 商法 | 3,202 | 男性 女性 | 658 2,390 | 70.7 72.4 | 60歳以上、女性中心 無職、家事従事者 | 405,495 269,575 | 6340 3202 |
| 23 | 過量販売 | 3,172 | 男性 女性 | 693 2,436 | 56.4 57.3 | 20歳以上の各年代、女性中心 給与生活者、無職、家事従事者 | 2,270,807 1,728,917 | 5489 3172 |
| 24 | 業務提供誘引販売 | 2,860 | 男性 女性 | 888 1,950 | 40.3 36.0 | 20～30歳代、女性中心 給与生活者、家事従事者 | 529,948 249,840 | (注4) |
| 25 | ネガティブ・オプション | 2,548 | 男性 女性 | 1,067 914 | 62.8 60.4 | 60歳以上 無職、家事従事者 | 69,351 3,690 | 6724 2548 |

(注1) データは2010年5月末日までの登録分。なお、1件の相談に複数の販売方法・手口が含まれる場合は、各々に対し1件ずつカウントしている。

| 主な商品・役務等 (括弧内の数値は各項目計に占める割合) | 相談の特徴等 |
|---|---|
| ①アダルト情報サイト(33.0%)、②デジタルコンテンツその他(26.8%)、③出会い系サイト(19.1%)、④商品一般(0.8%)、⑤婦人洋服(0.8%) | 無料だと思いアダルト情報サイトなどに登録したところ料金を請求された相談や、利用した覚えのないサイト利用料を請求された相談などが多い。 |
| ①新聞(12.4%)、②ふとん類(7.0%)、③放送サービス(3.7%)、④浄水器(3.5%)、⑤補習用教材(3.1%) | 消費者が要請していないにもかかわらず、業者が家庭訪問し消費者を勧誘するケースがほとんどである。強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘など、問題が多い。 |
| ①株(7.7%)、②分譲マンション(6.4%)、③インターネット接続回線(5.4%)、④サラ金・フリーローン(4.8%)、⑤教養娯楽・資格教材(4.8%) | 消費者が要請していないにもかかわらず、業者が電話により消費者を勧誘するケースがほとんどである。強引な勧誘や、虚偽説明、説明不足などの問題がみられる。 |
| ①アダルト情報サイト(75.3%)、②デジタルコンテンツその他(12.3%)、③出会い系サイト(11.4%)、④電話音声情報(0.3%)、⑤移動通信サービス(0.3%) | 有料情報サイトの利用中やネットサーフィンをしている際に何かしらのボタンをクリックし、料金を請求されるケースが多い。未成年者からの相談も多い。 |
| ①アダルト情報サイト(28.7%)、②出会い系サイト(19.7%)、③デジタルコンテンツその他(13.9%)、④エステティックサービス(2.8%)、⑤放送サービス(2.8%) | 「無料」をうたったサイトを利用したところ、利用料を請求された相談などが多い。また、無料エステサービスを受けたところ商品やコースを契約させられた等の相談もある。 |
| ①健康食品(22.5%)、②化粧品(12.0%)、③商品一般(6.6%)、④内職・副業その他(5.8%)、⑤飲料(3.3%) | 健康食品や化粧品に関する相談が多く、「説明されたようには儲からない」などの相談がみられる。 |
| ①内職・副業その他(16.3%)、②健康食品(14.3%)、③化粧品(8.0%)、④ワープロ・パソコン内職(5.9%)、⑤商品一般(4.6%) | 解約・返金に関する相談のほかに、「説明されたようには儲からない」などの相談がみられる。インターネットを介してビジネスを行うものの相談が目立つ。 |
| ①教養娯楽・資格教材(16.4%)、②資格講座(12.3%)、③株(11.9%)、④複合サービス会員(4.9%)、⑤ふとん類(4.7%) | 以前契約をした商品・サービスについて「解約してあげる」「損を取り戻してあげる」などと電話で説明し、従前の被害の救済を装いお金を支払わせるケースが多い。 |
| ①ふとん類(9.4%)、②商品一般(4.4%)、③アクセサリ(4.0%)、④浄水器(3.9%)、⑤出会い系サイト(2.9%) | 家庭訪問や電話勧誘販売などで多く見られる。 |
| ①ふとん類(8.9%)、②エステティックサービス(6.9%)、③株(4.7%)、④アクセサリ(3.8%)、⑤健康食品(3.3%) | 家庭訪問での契約がきっかけとなることが多い。2009年度はふとんやエステ等の割合が減少し、株に関する相談が増加した。 |
| ①株(27.2%)、②商品デリバティブ取引(14.8%)、③ファンド型投資商品(14.8%)、④分譲マンション(10.8%)、⑤公社債(5.8%) | 金融商品に関する相談が多く、「儲からない」「返金されない」といった相談のほか、なかには詐欺まがいのものもある。 |
| ①宝くじ(54.7%)、②デジタルコンテンツその他(9.0%)、③他の教養・娯楽サービス(8.4%)、④出会い系サイト(8.4%)、⑤書籍・印刷物その他(4.6%) | 海外宝くじのダイレクトメールに関する相談が多いが、最近では「当選した」というメールが届き、クリックをしたりすると、サイトに登録となり代金を請求される等の相談も目立つ。海外から不審な信書が届いたという相談も見られる。 |
| ①四輪自動車(7.5%)、②商品一般(5.1%)、③婦人洋服(4.7%)、④かばん(4.1%)、⑤自動二輪車(3.5%) | 解約、返金に関する相談の他には、「お金を振り込んだが連絡がとれなくなった」「商品が届かない」などの相談が多い。 |
| ①商品一般(38.1%)、②リースサービス(3.1%)、③出会い系サイト(2.6%)、④ふとん類(2.2%)、⑤サラ金・フリーローン(2.2%) | 公的機関等をかたって架空請求をしてくる相談や、リースサービスでは大手電力会社をかたりブレーカーや節電器に関するものが多い。 |
| ①ふとん類(11.5%)、②浄水器(10.8%)、③屋根工事(8.4%)、④修理サービス(6.9%)、⑤建物清掃サービス(6.1%) | なかには公的機関をかたるケースもある。料金が安いという相談の他に、「このままでは危ない」と強引に契約をさせられたという悪質な相談も目立つ。浄水器の相談件数は年々減少傾向。 |
| ①アクセサリ(25.5%)、②複合サービス会員(22.8%)、③分譲マンション(3.8%)、④外国語・会話教室(3.4%)、⑤商品デリバティブ取引(2.9%) | 強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘など、問題が多い。2008年度と比較すると、ネックレスや複合会員サービスなどの件数は減少している。 |
| ①新聞(81.0%)、②インターネット接続回線(2.6%)、③移動通信サービス(1.2%)、④家庭用電気治療器具(1.0%)、⑤健康食品(0.9%) | 消費者が解約しようとする、販売業者が景品の返還を求めるケースもみられる。 |
| ①健康食品(17.3%)、②化粧品(11.4%)、③商品一般(4.6%)、④婦人下着(4.4%)、⑤ファンド型投資商品(4.3%) | 知人からの誘いを断り切れずに契約したというケースもみられる。 |
| ①健康食品(12.7%)、②電気掃除機類(10.5%)、③化粧品(7.3%)、④婦人下着(6.8%)、⑤ふとん類(4.5%) | 健康食品や電気掃除機に関する相談が多く、内容では解約・返品に関する相談やイメージと違ったという相談が多い。 |
| ①鮮魚(18.2%)、②健康食品(17.3%)、③化粧品(6.2%)、④商品一般(4.0%)、⑤アクセサリ(3.0%) | 注文していないのに送られてきて支払ってしまうケースもある。 |
| ①健康食品(40.1%)、②家庭用電気治療器具(14.2%)、③飲料(5.6%)、④アクセサリ(4.7%)、⑤磁気マットレス・磁気用品(4.4%) | 「効果がない」「症状が悪化した」などの相談もある。 |
| ①家庭用電気治療器具(26.2%)、②健康食品(18.6%)、③ふとん類(18.0%)、④商品一般(11.0%)、⑤磁気マットレス・磁気用品(6.7%) | 公民館や民家、店舗等で開催される。「購入した商品が高い」「クーリングオフしたい」等の相談が目立つ。また、高齢者のトラブルが多い。 |
| ①健康食品(17.2%)、②補習用教材(11.3%)、③ふとん類(6.7%)、④エステティックサービス(5.7%)、⑤新聞(5.5%) | 結果として不必要であったり、高額な契約にいたることもある。家庭訪問での契約がきっかけとなるケースが多い。 |
| ①内職・副業その他(29.1%)、②ワープロ・パソコン内職(26.0%)、③配送内職(7.1%)、④教養娯楽・資格教材(5.9%)、⑤チラシ配り内職(4.5%) | 解約・返金に関する相談や「儲からない」という相談が多い。 |
| ①書籍・印刷物その他(11.5%)、②本(10.4%)、③健康食品(9.6%)、④新聞(8.9%)、⑤商品一般(8.1%) | 届いてしまった商品の代金請求は振込みの場合や代引配達の場合がある。 |

(注2)「家庭訪問」「代引配達」は販売方法に問題があるとカウントされたもののみを対象に集計した。

(注3)「販売目的隠匿」には「アポイントメントセールス」は含まれていない。

(注4)2009年度からキーワード体系を変更したことなどにより時系列での比較はできない。

(参考10) 海外制度比較表

| 国名 | 米国(連邦民事訴訟規則・b(3)型) | カナダ(オンタリオ) | カナダ(ケベック) | デンマーク | ノルウェー | スウェーデン | ブラジル |
|-------------------------------|---|--|---|--|---|--|--|
| 手続構造 | オプト・アウト | オプト・アウト、二段階型 | オプト・アウト、二段階型 | オプト・インとオプト・アウトの併用 | オプト・インとオプト・アウトの併用 | オプト・イン | 二段階型 |
| 根拠法 | 連邦民事訴訟規則 (b(3)型) | クラス訴訟法 (Class Proceedings Act) | 民事訴訟法第9編 集団訴訟に関する法律 (Loi sur le recours collectif, 1979年1月19日施行) | 司法運営法23章a (2008年1月1日施行) | 民事紛争における調停手続及び訴訟手続に関する法律 (2005年紛争法, 2008年1月1日施行) | 集団訴訟手続法(2003年1月1日施行) | 公共的民事訴訟法(1985年制定) 消費者法(1990年制定) |
| 手続進行主体 | クラス構成員 | クラス構成員 代表原告となろうとする者は、クラスの利益を公正かつ適切に代表するであろうこと、クラスのために訴訟を遂行し、かつ構成員に対して告知を行うための実効性のある方法を示す計画を提出すること、クラスの共通争点に関して、他のクラス構成員と対立する利益を有さないことが必要。 | クラス構成員 私法上の法人、会社又は社団(指定する構成員の1人が、その利益のために集団訴訟を提起しようとするクラスの構成員である場合又は、構成員の利益が法人又は社団が創設された目的に結びついている場合であることを要する。) 裁判所による審理の結果、集団訴訟提起を認める認可判決が出されると、一定の要件の下で認可申立てを行った構成員がクラス代表者に任命される。 | クラス構成員 団体(訴訟がその団体の目的に合致する場合) 法律の定めた公的機関(消費者オンブズマン) オプト・アウト型の場合は、に限る。 | クラス構成員 特定の利益の保護を目的とする組織団体(提起される訴訟がその目的に合致するもの) 特定の利益の保護を目的とする公的機関(提起される訴訟がその目的に合致するもの) | クラス構成員 消費者又は給与生活者の利益擁護を目的とする非営利団体(構成員数や存続期間などに関する要件はなく、アドホックな団体やわずかな数の団体であっても団体による集団訴訟の当事者適格が認められる)。 集団構成員を代表するのに適切な公的機関(現在認められているのは、消費者オンブズマン及び環境保護局のみ)。 | 検察庁 連邦・州・市郡および連邦区 行政権を直接又は間接に行使する公的機関及び 省庁 少なくとも1年以上前に合法的に設立された団体であって、その目的が消費者法が定める利益及び権利の保護を含むもの 上記は消費者法による場合である。 |
| 金銭請求における請求内容の要件 | クラス代表者の請求が75,000ドルを超えているか、100人以上のクラスであって合計額が500万ドルを超えていること(連邦管轄があることが前提となるため) | — | — | (オプト・アウト型について) 少額請求のため個別訴訟が期待できないことが明らかであり、オプト・インを待つことも当該請求の扱いとして不適切である場合 少額とは、法案の理由書等では、1人当たり、2000デンマーククローネ(約3万円)以下の請求とされていたようである。 | (オプト・アウト型について) 請求金額が非常に小さく、相当多数の者にとって個別訴訟の提起が困難であり、かつ、個別審理の必がある争点が生じることはないと判断される場合 | — | — |
| 手続進行の要件 (争点の共通性・支配性、手続の優越性など) | 多数性 争点の共通性 代表の請求の典型性 代表の適切性 共通争点が他の争点に優越するものであること(支配性) 他の手段よりもクラスアクションが適切と認められること(優越性) | 訴答書面(訴状)に訴訟原因が示されていること、クラスが識別可能であること(構成員の特定までは不要) 代表原告が上記手続進行欄の要件を具備していること クラスに共通の争点が存在すること クラス訴訟が訴訟手続として望ましいこと | 各構成員の請求が、同一、類似又は関連する、法律上又は事実上の問題を提起すること 主張されている事実が求められている結論を正当化すると見られること クラスの構成により他の訴訟形態の適用が困難又は実際的でないこと 裁判官が代表の地位を付与する構成員がすべての構成員の適切な代表者であることを保障できること | 複数の者に共通する請求であること 請求の審理のためにクラスアクションが最良の方法であること クラスのメンバーが特定可能で、訴訟手続につき適切な方法で通知が可能であること クラスの代表者の選任が可能であることを要すること | 複数の者が同じ事実または法的根拠に基づいている請求又は債権があること 複数の請求が、同一の構成による裁判所によって審理可能であり、かつ、同一の手続規則に基づいて大部分は審理することが可能であること 当該複数の請求を処理する手段として集合訴訟手続が最も適切であること 集団の代表を任命する根拠があること | 当該訴訟が、当該団体の構成員間で共通の、または同様の性質の状況に基づくものであること 訴訟申立てが、当該集団の構成員による請求の根拠に関して、他の請求から相当程度に一致しないという判断をされないこと 当該申立ての大部分が、個人的な訴訟によっても同程度に十分には追求され得ないものであること 当該集団が、その規模、範囲、その他の点を考慮して適切に特定できるものであること 集団代表が集団の構成員を適切に代表するものと判断できること | 同種個別的権利(共通の原因から生じる権利)に関する請求であること。 そのほか、拡散的権利、集合的権利の保護を目的とする訴訟も提起し得る。 |
| 訴訟進行許可の手続 | 裁判所によるクラス認証。 | 代表原告となろうとする者が提訴後一定期間内に認可の申立てを行い、裁判所が認可要件の具備を審査。 | 集団訴訟を提起しようとするクラスの構成員が申立てを行い、裁判所による事前の認可を得た場合に限り、構成員は集団訴訟を提起することができる。認可のために必要な要件は上欄～のとおり。 認可の可否の判断は判決によってなされる。 | 認可手続あり。裁判所は要件が満たされている場合にクラス代表者を指名し、クラス範囲の決定等を行う。 | 裁判所は、集団訴訟として認可するか否かを可能な限り迅速に決定しなければならない。 | 要件を満たさないことが判明した時点で却下される。 訴訟手続の原告である者は、地方裁判所への申立書面により、当該訴訟事件を集団訴訟の形態に変更すべきことを要請することができる。 | — |
| 訴訟進行許可に対する上訴 | 申立て可能。控訴裁判所が裁量により受理することができる。 | ・認可拒否や認可取消しについて当事者は中間上訴裁判所に上訴できる。 ・当事者が不服申立てをしない場合、構成員も、上位裁判所の許可を得て、クラスを代表して上訴することができる。 ・認可決定について当事者は、上位裁判所の許可を得れば中間上訴裁判所に上訴できる。 | ・申立てに対し不認可の判決がなされた場合、申立人は控訴することができるが、認可された場合の判決は控訴の対象とならない。 ・クラス構成員は控訴院裁判官の許可を得て控訴することができる。 | ・上訴可能。 ・クラス構成員は、その訴訟に参加し自己の請求につき個別訴訟として訴訟を続行できる。 | 集団訴訟として適格でないという判断に対しては、上訴可能。 | 不服申立て可能。 | — |

| 国名 | 米国(連邦民事訴訟規則・b(3)型) | カナダ(オンタリオ) | カナダ(ケベック) | デンマーク | ノルウェー | スウェーデン | ブラジル |
|--------------------|---|---|--|---|--|--|---|
| 通知・公告 (主体、方法など) | ・クラス代表者が実施。ただし、裁判所は、相手方当事者に通知するように命じることもできる。 ・告知費用は原則原告負担。原告勝訴の場合、裁判所は被告に負担させることができる。 | ・裁判所が告知不要とした場合を除き、代表当事者が告知を実施。 ・裁判所は、通知費用について当事者間での分担を命じることを含め適切と考える決定ができる。 | 集団訴訟提起の認可を行った裁判所は、判決により、新聞、ラジオ、宣伝ポスターなどにより、構成員に向けて集団訴訟の内容の説明等について公告を行うよう命じる。 通知方法は、裁判所が裁量的判断によって定める。 ・通知の費用についても、集団訴訟法に基づいて設立された公法人である集団訴訟支援基金による援助を受けることができる。 | ・通知の書式や方法は裁判所が決定する(個別通知に限定されず、公告の方法によることもできる)。 ・通知の実施は代表原告に命じてさせることができ、この場合は裁判所は代表原告に通知のための費用を支払う。 | ・集団訴訟が容認された場合、裁判所は、集団訴訟に参加可能な者(オプト・アウトの場合はクラス構成員)に対し、通達、公示またはその他の方法で集団訴訟が提起されたことを通知する。 ・通知の内容・方法は裁判所が決定することとされ、この決定により、通知・公告の実施者・費用負担者が集団代表者とされることがある(裁判所が通知を行う場合の費用は裁判所が負担)。 | ・団体訴訟手続開始の申立てが却下されない場合、裁判所によって適切であるとされる範囲において、通知がなされる。 ・通知は、裁判所により適切であると考えられた方法により行われ、費用は国庫負担。 | 官報等に公告すれば足りるとされており、クラス構成員に対する個別通知は必要とされていない。 |
| 対象消費者の手続への関与の方法 | ・オプト・アウトしない者は、自己の弁護士を通じて参加可能。 | ・裁判所は、クラス構成員の訴訟参加を許可することができる。 | 構成員は、代表者を補助し、その請求を支持し、その申立てを支えるためののみ、任意に参加することができる。裁判所は、構成員の参加がクラスに有用であると認められる場合、参加を認める。 | ・訴訟が取り下げられ、却下される場合において、構成員は4週間以内に当事者として参加して、個人の訴訟として続行することができる。 | — | ・クラス構成員は手続に参加して、当事者として行動することが可能である。 | 共同訴訟人として参加することができる。 |
| 判決効 | オプト・アウトしなかったクラス構成員に対し、有利にも不利にも及ぶ。 | オプト・アウトしなかったクラス構成員に対し、有利にも不利にも及ぶ。 | オプト・アウトしなかったクラス構成員に対し、有利にも不利にも及ぶ。 | ・オプト・イン型の場合には、参加申出をした者、オプト・アウト型の場合には脱退申出をしなかった者に判決効が及ぶ。 | ・判断の時点における集団構成員たる者を拘束する。 ・集団構成員は、判決確定まではオプト・インを撤回できるが、終局判決後・確定前に離脱した場合も判決に拘束される。 | オプト・インの届出をしたすべての集団構成員に対して法的効力を有する。 | 同種個別的権利の保護を目的とする場合、すべての被害者及びその相続人の利益に適合する請求認容判決に限り、対世効を有する。 |
| 判決に対する上訴 | 手続に参加していない限り上訴できない。 | ・代表原告が上訴しない場合、クラス構成員による上訴可能(州最高裁判所の許可が必要)。 ・個別の請求に対する決定について、クラス構成員による中間上訴裁判所への上訴可能。 | ・いずれの当事者からも控訴可能。 ・代表者が控訴せず、又はその控訴が棄却された場合、構成員は、控訴院に対し、控訴をし、代表者に代わる旨の許可を求めることができる。 | ・代表原告が上訴しない場合、代表者となり得る者が上訴でき、代表者は上訴した者に変更される。 ・上記の上訴がなされなかった場合、自己の請求について構成員による控訴可能。この場合、控訴審は個別訴訟として行われる。 | ・判決後離脱した場合には、離脱した構成員は個人訴訟における上訴の方法により行う。上訴期限は、集団の上訴期限の1か月後、集団が上訴した場合はその後も可能。 | ・集団の構成員は、集団のために上訴することができる。 ・集団の構成員は、自己の権利に関する判決又は裁定に対して、自らのために不服申立てをすることができる。 | — |
| 和解・取下げの規律 | ・裁判所の許可が必要。裁判所はヒアリングをする必要がある。 ・クラス構成員は、和解内容に異議を述べることができる。 ・改めてオプト・アウトの機会を保障する必要がある。 | ・裁判所の承認が必要。 ・和解は、裁判所の許可を得なければ効力を生じず、逆に、裁判所が許可した和解はクラス構成員全員を拘束する。 ・和解を通知するか否かは裁判所が定める。 | ・訴えの取下げは裁判所の許可及び裁判所が必要と認める条件を満たさない限り、認められない。 ・和解の受諾又は認諾については、裁判所の許可を得ることが必要。和解の通知が構成員に対してなされなければ許可は付与されない。 | ・代表原告による和解は裁判所の認可により効力を生ずる。 ・代表原告の訴えの取下げの場合、構成員は4週間以内に当事者として参加して、個人の訴訟として続行することができる。 | ・オプト・アウト型の和解は裁判所の認可を要する(オプト・イン型では不要)。 | ・集団訴訟手続において原告が集団を代表して締結する和解は、裁判によって確認されることにより有効となる。 | ・クラスアクションに特有の規定はない。ブラジル民事訴訟法では、和解には裁判官の許可を要するとされている。 |
| 他の訴訟との関係 | ・オプト・アウトするか、個別訴訟を取り下げるかにより調整すべきだが、調整がなされず判決がなされた場合には、判決効の問題として処理される。 | ・係属中は、構成員の権利の出訴期限の進行が停止。 ・訴訟が係属する裁判所は、職権により、又は当事者もしくはクラス構成員の申立てにより、当該クラス訴訟に関連するいかなる訴訟についても、適切と考える条件の下に手続を停止することができる。 | — | — | ・個人訴訟の方法で訴えを提起した者は離脱したものとみなされる。 ・オプト・アウト型の場合は、個人訴訟が却下された時にはこの効果は失効する。 | ・同じ当事者間で既に裁判の対象とされている問題について新たに提訴することはできないため、集団の構成員が当事者であると、進行中の個人の訴訟がある場合は訴訟係属関係が裁判障害となり、集団訴訟によって同じ内容の請求の裁判をすることができない。 | 個別訴訟が優先するが、当該個別訴訟において、被告から原告に対し、クラスアクションの存在を通知した場合、原告は30日以内に訴訟を継続するか中止するかを決めなければならない。継続することとした場合、その原告はクラスアクション判決による利益を受けられない。 |
| 訴訟費用・弁護士費用の負担の方法 | ・弁護士報酬は各自負担。 ・弁護士報酬額は裁判所が定める。 ・クーポン和解の場合、クーポン付与に起因する部分は償還されるクーポンを基準とする。 ・実費も含め完全成功報酬制。 | ・訴訟費用は敗訴者負担(裁判所の裁量で制限可能)。 ・代表原告と弁護士の間で書面で契約し、裁判所の承認を得なければ拘束力を生じない。 ・実費も含め完全成功報酬契約をする。 | ・訴訟費用はクラス代表者が負担。このため集団訴訟援助基金による財政的援助が存在している(ただし、原則として法人は財政的援助を受けることができない)。 | ・弁護士費用も含め敗訴者負担 ・代表原告及びオプト・インした構成員は訴訟費用の負担を命ぜられる。構成員の負担は担保額と利益を受けた額の合計の限度。 ・オプト・アウト型は、オプト・アウトしなかった者も含め、被告に対しても代表原告に対しても訴訟費用の負担が命じられることはない。 | ・弁護士費用も含め敗訴者負担 ・訴訟費用はクラス代表者が負担義務を負う。 ・オプト・イン方式の場合、構成員の登録時に、裁判所は、裁判所が定める限度額まで引き受けるべき旨を定める。前払を命じることもできる。 ・オプト・アウト方式の場合負担責任がない。 | ・弁護士費用も含め敗訴者負担 ・代表原告は、自らの訴訟費用を負担するほか、敗訴の場合は被告の訴訟費用も負担する。 ・集団構成員は通常の場合は手続の当事者とならないため、原則として費用の責任負担はない。 | 一般の訴訟においては敗訴者負担であるが、悪意の提訴を除き、被告の弁護士費用等の負担義務をクラスアクション原告は負わない。 |
| 分配手続の概要 | ・当事者が管財人を選定。裁判所の承認を得て、管財人が分配。 ・個々の損害額が確定している場合、直接個々に支払う。 ・個々の損害額が確定していない場合、クレーム手続を実施。 ・分配が非効率である場合、クラス構成員の把握が極めて困難な場合等、クラス構成員への分配・交付を行わない場合あり。 | 「総額査定」が行われた場合、裁判所は、認容額の全部又は一部がクラスの構成員の一部又は全員に平均的又は割合的に共有されるように充当する旨を定めることができる。 ・裁判所は、判決で認容した額につき、分配方法を指定して被告による直接分配やその他の者による分配を命じることができる。 ・裁判所は、認容額の全部又は一部が裁判所の定められた期限までに分配されずに残った場合、クラス構成員に利益をもたらすと合理的に期待される何らかの方法での使途に充当すべきことを命ずることができる。 ・個別の争点を審理する手続が定められており、また共通争点についての判決をすることができる。 | ・終局判決において、構成員の権利が集団的回収により回復されるか、又は個別的請求の対象となるかが命じられる。 ・集団的回収の場合、回収された金員は、個別的請求と同様の方法により個別に清算・配当するか、裁判官の裁量的判断によって、クラス全体に共通する便宜を図るなどの方法による配当措置がとられる。 ・個別的回収の場合、終局判決の通知から1年以内に裁判所に自らの権利を届出。裁判所は自ら、あるいは裁判所が定める方法により判断するよう書記に命ずる。 | ・オプト・アウト型の場合共通争点についての確認請求について確認する判決がなされることが想定されている。 ・判決確定後、個々の構成員は個別に支払を求めることになるので、分配手続は存在しない。 | ・総額判決は認められておらず、判決で個々の構成員の金額を明示する必要がある。 ・執行については特別の規定はない。 | 執行について特別な規定はない。 | ・同種個別的権利の保護を目的とする場合は、概括給付判決がなされ、判決清算により個々の消費者の債権額を定める。 ・概括給付判決後1年以内に十分な数のクラス構成員が判決清算を行わない場合には、クラスアクションを提起した原告に概括給付判決を清算する権限が与えられる。 |